

「静岡県治山必携（技術基準編）」の一部改正について

新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>9 土工関係 (別紙) I、II (略) (新設)</p> <p>1 2 仮設 12-2 仮設工の種類と内容 (ケ) モノレール ・他の資材運搬方法によることが適当でない山腹工事等に適用する。 又は、遠隔地等で作業員の通勤に過度の負担がかかる施工地において計上できる。(歩行時間がおおよそ往復60分以上かかる場合。歩行速度3km/h r、水平換算1m上がる毎6mを加算して計算。)</p> <p>1 4 耐震関係 14-4 安定計算 (2) 土留工 次表を参考に、地震時慣性力を考慮する。ただし地震時土圧及び地震時動水圧は考慮しない。 (表は略)</p>	<p>9 土工関係 (別紙) I、II (略) III 斜面崩壊による労働災害の防止対策について※ 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」(平成27年6月29日付け基安安発0629第1号、厚生労働省)に基づき、斜面崩壊地での安全作業を図ること。</p> <p>※「斜面崩壊による労働災害の防止対策について(通知)」平成27年7月22日付け建工第55号</p> <p>1 2 仮設 12-2 仮設工の種類と内容 (ケ) モノレール ・他の資材運搬方法によることが適当でない山腹工事等に適用する。 又は、遠隔地(例：歩行速度3km/h r、水平換算1m上がる毎6mを加算して計算し、歩行時間がおおよそ往復60分以上かかる場合。)や急傾斜地等で作業員の通勤に過度の負担がかかる施工地において計上できる。</p> <p>1 4 耐震関係 14-4 安定計算 (2) 土留工 「治山技術基準」第2編 山地治山事業 第5章 山腹工の設計 3-3-5-1 土留工の安定計算に用いる荷重</p>

<p>1 6 その他 2 積算 (新設)</p>	<p>土留工の安定計算に用いる荷重は、原則として、自重及び土圧とする。 ただし、必要がある場合には、安定設計に用いる荷重として、揚圧力、地震時慣性力、地震時動水圧等を加えるものとする。</p>	
	<p>[解説] 2 土留工の安定計算においては、次のような場合に、地震動を考慮するものとする。なお、地震動を考慮する場合にあつては、地震荷重（地震時慣性力、地震時動水圧等）を安定計算に用いる荷重に加えるものとする。</p> <p>(1) 高さ 8.0m を超える土留工 (2) 倒壊が付近に重大な影響を与えるおそれ大きい土留工 (3) 倒壊等の施設被害が生じた場合には、復旧が極めて困難な土留工 (4) その他、現地の状況から地震動を考慮する必要があると認められる土留工</p> <p>1 6 その他 2 積算</p> <table border="1" data-bbox="1144 959 2067 1161"> <tr> <td data-bbox="1144 959 1384 1161"> <p>労働者の輸送に要する費用の積算</p> </td> <td data-bbox="1384 959 2067 1161"> <p>モノレール輸送等による労働者の輸送に要する費用は、営繕費として積上げ計算する。作業歩道開設も同様。資材運搬に係る費用は仮設費に計上するが、労働者輸送と資材運搬を兼ねる場合は、主目的がどちらかにより判断する。</p> </td> </tr> </table>	<p>労働者の輸送に要する費用の積算</p>
<p>労働者の輸送に要する費用の積算</p>	<p>モノレール輸送等による労働者の輸送に要する費用は、営繕費として積上げ計算する。作業歩道開設も同様。資材運搬に係る費用は仮設費に計上するが、労働者輸送と資材運搬を兼ねる場合は、主目的がどちらかにより判断する。</p>	